

ブロック塀などの取り壊しに助成します

倒壊の恐れのあるブロック塀や組積造(石造、れんが造等)の塀の取り壊しをする方を対象に、工事費の一部を助成します。

また、ブロック塀などを撤去し、板塀や生けがきへ造りかえる場合にも助成します。



対象 ブロック塀などを取り壊す方で、令和3年3月末までに工事完了の手続きを行えるもの

対象工事 倒壊の恐れのあるブロック塀などのうち、道路や公園などに面する部分の撤去工事(一部撤去も含む)

対象経費 ブロック塀等の撤去工事費、廃材処理費等

補助限度額 対象経費の1/2以内で上限30万円

問合せ 建築住宅課 ☎35-3159 広報ID 1010158

ブロック塀などの撤去後、板塀や生けがきの設置をする場合は、次の助成が受けられます。

●板塀の設置：対象経費の2/3以内で上限60万円

●生けがきの設置：対象経費の2/3以内で上限18万円

問合せ 都市計画課 ☎35-3180

広報ID 1006102(板塀補助)、1003997(生けがき補助)

おしらせ

次世代に事業を引き継ぐために60歳になったら、まず相談!

後継者について、お悩みではありませんか?

- 事業を引き継ぎたいけれど後継者候補が見つからない
- 親族以外の人に譲り渡す方法がわからない
- 後継者候補との具体的な話し合いが進んでいない
- 他の経営課題を優先し、つい後回しにしている
- 後継者がいないから自分の代で終わりにするつもりだ
- そもそも何から取り組めば良いのかわからない

このような、お悩みについて、高山商工会議所・高山商工会の経営相談員、岐阜県事業承継ネットワークに加盟する中小企業診断士が親身にご相談に応じます。

また、事業の引継ぎには一定の準備期間が必要です。60歳を超えたら事業引継の準備を始めましょう。

あなたの事業は地域にとっても大事な資産です。自分のためにも、地域のためにも、ぜひ一度お問い合わせください。

問合せ 高山商工会議所 ☎32-0380 / 高山北商工会 ☎72-4130 / 高山西商工会 ☎53-3112 / 高山南商工会 ☎52-3460



市民活動を応援します

市民活動団体の活動支援や他団体・行政などの協働・連携を図るため、市民活動団体の登録制度を設けています。また、市登録市民活動団体が自主的に実施する、地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動や新たに市民活動団体を設立するために必要な経費の補助制度を設けています。

●市民活動団体登録の主な要件

- ① 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動を行うもの(法人格を有しない団体に限る)または特定非営利活動法人であること。
- ② 構成員が5人以上であること。
- ③ 主たる事務所が高山市内にあること。
- ④ 活動を行う区域が主として高山市内であること。
- ⑤ 入会に制限のない市民に開かれた団体であること。
- ⑥ 代表者および運営の方法を会則、規約等で定めていること。など

■市民活動事業補助金

(1) 活動促進事業
市登録市民活動団体が実施する地域の活性化やまちづくり活動で、今年度中に実施する事業に助成

(2) 協働促進事業
市登録市民活動団体が実施する地域の活性化やまちづくり活動で、地域団体や

他団体と協働・連携し、今年度中に実施する事業に助成

他団体と協働・連携し、今年度中に実施する事業に助成

補助額 対象経費の範囲内で上限20万円
申込 申請書に必要事項を記入のうえ、事業計画や予算案などを添えて、協働推進窓口へ提出。随時受付

■市民活動団体設立補助金
新たに市民活動団体を設立しようとする市民の方に対し助成

補助額 対象経費の1/2以内で上限3万円
申込 協働推進課で随時受付
※団体登録や各種補助金申請書等は協働推進課や各支所窓口にあるほか、市HPからもダウンロードできます。
問合せ 協働推進課 ☎35-3412
広報ID 1011159

市民活動補助金説明会を開催します

補助金制度についての説明会を開催します。申請を検討される方はぜひご参加ください。

対象 市民活動補助金の活用を検討している高山市民の方

場所 市役所(花岡町2)

日時 4月19日(日) 13:00～
(10時から16時まで市民活動に関する相談を受け付けます)

4月22日(水) 13:00～、19:00～

申込 事前にTEL・FAX・MAIL

問合せ 協働推進課 ☎35-3412 FAX35-3414
Mail:kyoudou@city.takayama.lg.jp